

聖籠町告示第71号

聖籠町軽自動車税納税証明書の有効期限に関する要綱を次のように定める。

平成26年10月7日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町軽自動車税納税証明書の有効期限に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、聖籠町が発行する軽自動車税納税証明書（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第97条の2に規定する書面をいう。）の有効期限に関し必要な事項を定めるものとする。

(有効期限)

第2条 軽自動車税納税証明書の有効期限は、軽自動車税の次期納期限の前日とする。ただし、口座振替により納付される軽自動車税で、口座振替後毎年度当初に郵送する聖籠町軽自動車税納税証明書の有効期限については、当該証明書の有効期限が属する年の6月15日まで延長することができる。

(再発行)

第3条 町長は、前条ただし書きの規定により、有効期限を延長した聖籠町軽自動車税納税証明書（以下「延長納税証明書」という。）を紛失した者から再発行の申請があったときは、当該延長納税証明書を使用しなければ、継続検査申請手続きに支障をきたすおそれがあると認められる場合に限り、当該延長納税証明書を再発行することができる。

附 則

この告示は平成26年12月1日から施行する。